# 未定稿

# 令和6年度補正予算

「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」 Q&A

注:本Q&Aは、交付等要綱、実施要領等を補足的に説明するものです。現時点版であり、今後、事業の執行を進めていく中で、適宜内容を追加・修正する場合がありますので、ご留意ください。

# 【総論】

# ○農業支援サービスとは

(1)本事業において支援対象となる農業支援サービスとは何か。

#### ○目的

(2)本事事業の目的は何か。

#### ○事業構成

(3) 本事業はどのような事業で構成されているのか。また、支援内容や事業実施主体はどのようになっているのか。

# ○事業内容

- (4)事業実施主体として支援の対象となる「サービス事業体」はどのような者か。
- (5)既に農業支援サービス事業に取り組んでいる場合でも支援を受けることができるのか。
- (6)どのような事業スキーム(申請や相談先)になっているのか。

# ○補助対象経費

- (7)スマート農業機械等の支援メニューにおいて、農業機械のアタッチメントも補助対象に含まれるのか。
- (8)スマート農業機械等の支援メニューにおいて、50万円未満の農業機械の場合は補助対象とならないのか。
- (9)スマート農業機械等の支援メニューで、複数種類の農業機械等を同時に導入することは可能なのか。
- (10)スマート農業機械等の支援メニューで対象となる専用運搬機はどのようなものか。
- (11) 専用運搬車は、どの事業メニューでどのような場合に導入することができるのか。
- (12) 専用運搬車を本事業で導入する場合に遵守すべき事項にはどのようなものがあるのか。
- (13) 専用運搬車は、トラクターやコンバインなどの大型の農業機械と一体的に導入する必要があるのか。
- (14) 専用運搬車の積載能力は、一体的に導入する農業機械の重量に制限されるのか。
- (15)本事業では、自社調達やグループ企業等からの調達は可能なのか。
- (16)サービス事業を行う際の人件費は本事業の対象になるのか。

# ○目標年度及び成果目標

- (17)本事業の成果目標年度はいつか。
- (18)過年度に類似の国庫補助事業で支援を受けている事業者が、さらに取組を拡大等するために本事業を活用する場合、成果目標の取扱いはどのようなことに留意すればよいのか。

#### ○その他

- (19)これから農業支援サービス事業を始める場合も申請可能か。
- (20)どのような機械がスマート農業機械に該当するのか。
- (21)スマート農業機械等の導入支援を行うとなっているが、スマート農業機械のみが支援対象となるのか。
- (22)審査基準にある、「地域計画に位置付けられている場合」とはどのような状況のことをいうのか。
- (23)審査基準にある、「地域計画未策定の地域において、サービス事業体が地域計画の協議の場に参加していること」をどうやって確認するのか。
- (24) 本事業の実施にあたり、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受ける必要があるのか。

# 【農業支援サービスの先進モデル支援】

- ○「需要主導型産地育成タイプ」及び「複数産地連携タイプ」共通)
- (25) 本事業にはどのようなメニューがあり、それぞれ何に取り組むことができるのか。また、必須の取組はあるのか。
- (26)整備事業では、どのような施設を整備することができるのか。
- (27) 国庫補助金額に上下限額は設けるのか。
- (28)成果目標はどのように設定されているのか。
- (29)成果目標に掲げる「営業損益の改善」とは、どのような意味か。また、どのような状況であればその条件を満たしているといえるのか。
- (30)成果目標には、具体的な営業損益の金額を記入する必要があるのか。
- (31)事業の評価では、成果目標の達成状況を公表するとされているが、具体的な営業損益なども含め公表されるのか。
- (32) 成果目標に掲げる「営業損益の改善」について、これまでサービス事業部門の営業損益を把握していない場合、もしくは新たにサービス事業を実施する場合、どのように設定すればよいのか。
- (33)サービス事業部門の営業損益を計算する際、部門をまたがって共通的に発生する費用(人件費や事務所の家賃等)がある場合には、どのように計算すればよいのか。
- (34)成果目標に掲げる「本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大」とは、どのような意味か。また、どのように受託面積を計上すればよいのか。
- (35)本事業において、どのような者が実需者となるのか。JA は実需者に該当するのか。
- (36)本事業において、協力者とはどのような者が該当するのか。
- (37)共同申請とは何か。
- (38)複数の事業実施主体で取り組むことができるとしているが、全員が補助金を活用する必要があるか。 また、事業申請手続はどのように行うのか。
- (39)本事業では、スマート農業機械等を新たに導入しなくてはいけないのか。
- (40)施設やスマート農業機械等の単純更新は対象となるのか。
- (41)「利用者の新規開拓」の取組ではどのような支援を受けることができるのか。
- (42)「利用者の新規開拓」の取組では、事業実施先の産地以外の産地への事業展開を図る必要があるが、「産地」とはどのような範囲を指すのか。

# ○2-1. 需要主導型産地育成タイプ

- (43)需要主導型産地育成タイプの取組を支援する目的は何か。
- (44)事業の補助要件の1つに生産・流通・販売方式を転換する取組があるが、具体的にどのような取組であれば該当するのか。
- (45)「サービス事業の提供側・利用者側双方の効果を高める」とは、どのような意味か。また、その効果を 測る指標にはどのようなものがあるのか。
- (46)本事業で整備する施設で扱う農産物は、サービスを受けて生産された農産物に限るのか。

#### ○2-2. 複数産地連携タイプ

- (47)複数産地連携タイプの取組を支援する目的は何か。
- (48)「産地」の定義はどのようなものなのか。また、連携する産地数に下限はあるのか。
- (49) 事業の補助要件の1つに「スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供のための

工夫を行うこと」とあるが、「長期」とはどの程度なのか。また、既にサービス事業に取り組んでいる場合、現行の取組と比較してどの程度の期間長期化すればいいのか。

(50)「サービス事業の長期利用のための工夫」とはどのようなことを想定しているのか。

#### ○2-3. 機械多用途利用タイプ

- (51)事業の趣旨はどのようなものなのか。
- (52)どのようなメニューがあるのか
- (53)別記1のスマート農業技術と産地の橋渡し支援との違いは何か。
- (54)どのような者が事業実施主体となることができるのか。
- (55)実施体制に制限はあるのか。
- (56) 実証試験にはスマート農業機械を利用する必要があるのか。
- (57)スマート農業機械等の導入は可能なのか
- (58)スマート農業機械のソフトウェアを改良する取組でも対象となるのか
- (59)補助率や国庫補助金の上下限額はどうなっているのか。
- (60)成果目標はどのように設定されているのか。
- (61) 実証試験地区や面積に制限はあるのか。
- (62) 多用途利用の「多」とは、具体的にどの程度のことを想定しているのか。
- (63)一つの事業計画で複数の実証試験を実施してよいのか。
- (64) 一般に販売する前の農業機械を利用した実証を行うことは可能なのか。
- (65) 支援対象は、スマート農業機械等を利用してサービス事業を実施する「専門作業受注型」のサービスに限るのか
- (66) 例えば、ドローンによる果樹の防除作業の実証試験を行う場合、実証試験では、防除作業の全てをドローンに置き換える必要はあるのか。
- (67)「取組当たりの国庫補助金額は1,000万円を上限とする。」とは、どのような意味か。
- (68)これまで利用していた農業機械から機能が増強された新型機に変更するだけでも、これまで利用していない新たな農業用機械として実証試験の対象となるのか。

# ○2-4. モデル的取組等の立上げ支援

- (69)事業の趣旨はどのようなものなのか。
- (70)第4次公募で募集を開始した「モデル性の高い取組」はどのような内容か。
- (71)本事業では「モデル性の高い取組」との類似性が必要だが、どの程度まで類似していることが必要か。

# 【農業支援サービスの立上げ支援】

#### 〇共通

- (72)「広域型サービス支援タイプ」や「地域型サービス支援タイプ」では、一定以上の面積でサービスを 提供しないと支援を受けられないのか。
- (73)「広域型サービス支援タイプ」と「地域型サービス支援タイプ」では何が異なるのか。
- (74)地域型サービスタイプの申請先はどのように判断すればよいのか。
- (75)どのような事業スキームとなっているのか。
- (76)本事業の成果目標である「事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標」について、どのように農地面積を計上すればよいのか。

- (77)農業支援サービス事業育成対策とスマート農業機械等導入支援の両方に申請することは可能なのか。
- (78)成果目標の目標値の根拠資料にとしては、どのような資料があるか。
- (79) 財務状況がわかる資料(財務諸表)とはどのようなものか。
- ○3-1. 立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策
- (80)事業の趣旨はどのようなものなのか。
- (81)ソフトウェアの改良でも対象となるのか
- (82) 開発中の技術に係る経費や、改良に係る経費は支援対象となるのか。
- (83)補助率、補助上限額はどうなっているのか。
- (84)どのような費用が補助対象経費となるのか。
- ○3-2. 立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援
- (85)事業の趣旨はどのようなものなのか。
- (86)どのような費用が補助対象経費となるのか。
- (87)農業機械を導入する場合、リース導入も可能か。
- (88)補助率や補助上限額等はどうなっているのか。
- (89)色彩選別機や乾燥機の導入は対象になるか。
- (90)農業機械の選定に当たって留意することはあるか。
- (91)中古の農機機械等を申請する場合も3者見積りが必要か。
- (92) 導入した農業機械はいつまで使い続ける必要があるのか。
- (93)加算対象の「新規事業への展開に係るポイント」において、ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合が加点対象から外れているのはなぜか。
- (94)加算ポイントの対象となる機能を有した農業用機械(食味・収量センサ付きコンバインや可変施肥機能付きのドローン)を導入する計画であるものの、その機能を利用しない計画であった場合、加算ポイントを付与してよいのか。
- (95)加算対象の「可変施肥」はどのようなものを想定しているのか。
- (96) 加算対象の「食味・収量センサ付きコンバイン」は、食味及び収量の両方センサの機能が付いている 必要があるのか。
- (97) 導入する農業機械によってポイントの加算があるが、該当する農業用機械を複数台導入する場合、 ポイント加算は複数回カウントして計上するのか。
- (98)審査基準において加算対象となる「センシングドローン」とは、具体的にどのような機能を有するドローンを指すのか。
- (99)スマート農業機械とスマート農業機械に該当しない農業機械を両方導入する場合、補助上限額はどのようになるのか。
- (100) 広域型サービス支援タイプは補助下限が原則 500 万円となっているが、補助金額が 500 万円以上でないと申請できないのか。
- (101)地域型サービス支援タイプとして申請して、成果目標どおり県域内でサービスを提供するならば、 導入した機械を使って他県でサービスを提供しても問題ないのか。

# 【総論】

# ○農業支援サービスとは

(1)本事業において支援対象となる農業支援サービスとは何か。

(答)

本事業において、農業支援サービス事業(以下「サービス事業」といいます。)は、農業者に対し、次の サービス内容の欄に掲げるいずれかの取組をサービスとして提供するものとします。

なお、当該サービスを提供する事業者のことを農業支援サービス事業体(以下「サービス事業体」といいます。)といいます。

いずれの類型においても、農産物の加工・流通に係るサービスは除きます。

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代 行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用する農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材 を派遣する取組	
データ分析型	農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービスの複合型の取組	

#### 〇目的

# (2)本事業の目的は何か。

(答)

農業者人口が大幅に減少することが想定される中、今後とも国内の生産水準を維持していくためには、スマート農業機械の活用や、スマート農業機械等を活用して生産性向上に資するサービスを提供するサービス事業体の育成・確保が重要です。

このため、本事業では、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支えるサービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

(3)本事業はどのような事業で構成されているのか。また、支援内容や事業実施主体はどのようになっているのか。

(答)

本事業は、4つの事業で構成されています。

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援(別記1)

- 2. 農業支援サービスの先進モデル支援
  - ・モデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ(別記2-1)
  - ・モデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ(別記2-2)
  - ・機械多用途利用タイプ(別記2-3)
  - ・モデル的取組等の立上げ(別記2-4)
- 3. 農業支援サービスの立上げ支援
  - ・農業支援サービス事業育成対策(別記3-1)
- ・スマート農業機械等導入支援(別記3-2)
- 4. 農業支援サービスの土台づくり支援(委託事業)

なお、本事業の各事業メニュー、事業概要、事業実施主体、補助上限及び補助率は以下のとおりです。

メニュー		事業概要	事業実施主体	補助上限、補助率
スマート農業技	術と産地の橋渡	スマート農業技術のカスタ	農業者、サービス事業	補助上限:500 万円
し支援		マイズを支援。	体、民間団体、協議会	補助率:定額
(実施要領 別	記1)		等	
農業支援サ	需要主導産地	食品事業者等とサービス事	サービス事業体、実需	補助上限:
ービスの先進	育成タイプ	業体等が連携した取組を	者、農業者、地方公共	ソフト:4,500 万円
モデル支援	(別記2-1)	支援	団体、民間団体 等	機械導入:5,000 万円
				施設整備:3億円
				補助率:定額、1/2以內
	複数産地連携	複数産地が連携しサービス	サービス事業体、農業	補助上限:
	タイプ	事業の長期化を図る取組	者、地方公共団体、民	ソフト:4,500 万円
	(別記2-2)	を支援。	間団体 等	機械導入:5,000 万円
				施設整備:3億円
				補助率:定額、1/2以內
	機械多用途利	ドローン等の異なる品目等	サービス事業体、都道	補助上限:1,000 万円
	用タイプ	での活用可能性の検証を	府県、農業者の組織す	補助率:定額
	(別記2-3)	支援。	る団体、民間団体	
	モデル的取組	需要主導産地育成タイプ	サービス事業体、実需	補助上限:
	等の立上げ	及び複数産地連携タイプと	者、農業者、地方公共	ソフト:3,000 万円
	(別記2-4)	類似のモデルを支援。	団体、民間団体 等	機械導入:5,000 万円
				補助率:定額、1/2以內
農業支援サ	農業支援サー	サービス事業の立上げに	サービス事業体	補助上限:1,500 万円
ービスの立上	ビス事業育成対	係るニーズ調査・サービス		補助率:定額
げ支援	策	の提供の試行・改良等を支		
	(別記3-1)	援。		

スマート農業機	サービス事業に必要なスマ	サービス事業体	補助上限 1,500 万円等
械等導入支援	ート農業機械等の導入を支		補助率:1/2 以内
(別記3-2)	援。		

# ○事業内容

(4)事業実施主体として支援の対象となる「サービス事業体」はどのような者か。

# (答)

本事業の「サービス事業体」は、既に農業支援サービス事業を実施している者だけでなく、本事業を活用してこれから実施しようとしている者も含み、個人事業者(事業を行う個人)、法人、JA、地方公共団体等、多様な者が事業実施主体となることが可能です。

(5)既に農業支援サービス事業に取り組んでいる場合でも支援を受けることができるのか。

# (答)

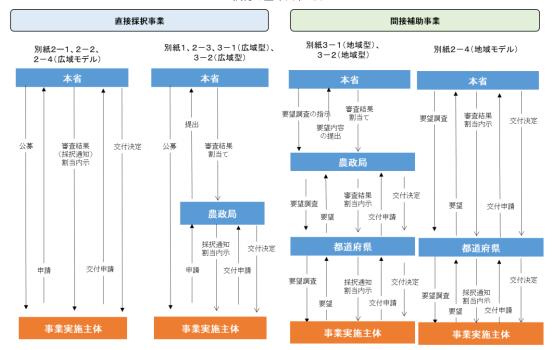
既にサービス事業に取り組んでいる場合でも、サービス事業の提供範囲の拡大を図ることや、既存サービスとは別のサービスを新たに事業展開する等、既存の農業支援サービス事業と重複せず、新たな事業 展開を図る場合であれば、支援対象となります。

# (6)どのような事業スキーム(申請先や相談先)となっているのか。

# (答)以下のとおりです。

	申請•相談先		
スマート農業技術と産地の	地方農政局等		
農業支援サービスの先	需要主導産地育成タイプ		農林水産本省
進モデル支援	複数産地連携タイプ		農林水産本省
	機械多用途利用タイプ		地方農政局等
	モデル的取組の立上	地域モデル	都道府県
	げ支援	広域モデル	農林水産本省
農業支援サービスの立	農業支援サービス事業	地域型サービス支援タ	都道府県
上げ支援	育成対策	イプ	
		広域型サービス支援タ	地方農政局等
		イプ	
	スマート農業機械等導	地域型サービス支援タ	都道府県
	入支援	イプ	
		広域型サービス支援タ	地方農政局等
		イプ	

#### スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業 執行の基本スキーム



# ○補助対象経費

(7)スマート農業機械等の支援メニューにおいて、農業機械のアタッチメントも補助対象に含まれるのか。

#### (答)

スマート農業機械等の支援メニューにおいて、アタッチメントについては、農業機械として、価格の基準 (50 万円以上(税別))等を満たし、当該機械を入れることが成果目標の達成に必要な場合には支援対象 となります。50 万円未満のアタッチメントであっても、トラクター等のスマート農業機械等と一体的に導入する必要性が説明できる場合に限って「導入機械一式」として補助対象となり得ます。

この場合、一体的に導入する理由書等、必要性の根拠を提出してください。

(8)スマート農業機械等の支援メニューにおいて、50万円未満の農業機械の場合は補助対象とならないのか。

# (答)

本事業では、本体価格が50万円以上(税別)の農業機械を支援対象としております。

一方で、複数台の農業機械を使用しなければサービスの効果を発揮できない場合など、複数台導入することが当該サービス事業の実施において必要不可欠である場合には、農業機械単体では基準に満たない場合であっても、複数台の組合せを一式として基準を満たしたものとみなすことができるものとします。

(9)スマート農業機械等の支援メニューで、複数種類の農業機械等を同時に導入することは可能なのか。

(答)

サービスの提供に複数種類・複数台数必要である場合には可能です。

なお、同一の農業者に対して、導入した全ての機械を組合せたサービスを提供する必要はありません。 (例:ドローン、トラクター、コンバインを導入した場合でも、ドローンのサービスだけを利用する農業者がいても構いません。)

# (10)スマート農業機械等の支援メニューで対象となる専用運搬機はどのようなものか。

(答)

農業機械作業の受託を行うサービス事業は、多くの圃場での作業を効率的に請け負うことで農業機械が有する作業能率等のポテンシャルを発揮することができることから、本事業では農業機械の積込みや 積降ろしを効率的に行うことができる専用の運搬機の導入を可能としています。

農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に 行い得る機構を有するものとします。

なお、圃場間の速やかな移動が困難な大型の農業機械を運搬するものを想定しており、軽トラックやワンボックスバンは、対象として想定しておりません。

# (11)専用運搬車は、どの事業メニューでどのような場合に導入することができるのか。

対象事業メニューは、本事業実施要領別記 2-1、2-2、2-4、3-2 となります。

農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、本事業で実施するサービス事業に必要なものであって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限ります。

# (12)専用運搬車を本事業で導入する場合に遵守すべき事項にはどのようなものがあるのか。

補助対象となる農業機械専用運搬車の要件として、残存耐用年数期間において以下の要件を満たす 必要があります。

- (1)適正な管理のため車体に本補助金の名称(「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業」)を明示すること
- (2)運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- (3)保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること
- (4) 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とします。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品 (カーナビ、リアカメラ等)、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除きます。

(13) 専用運搬車は、トラクターやコンバインなどの大型の農業機械と一体的に導入する必要があるのか。

(答)

専用運搬車は、原則として農業機械と一体的に導入する必要があります。

なお、大型の農業機械と一体的に利用することを前提としたハロー等のアタッチメントを導入する場合には、併せて専用運搬車の導入を行うことも可能とします。

(14) 専用運搬車の積載能力は、一体的に導入する農業機械の重量に制限されるのか。

(答)

本事業で一体的に導入する農業機械(又は本事業で導入するアタッチメントを利用する農業機械)の重量以上の積載能力である必要があります。

(15)本事業では、自社調達やグループ企業等からの調達は可能なのか。

(答)

自社調達やグループ企業等からの調達であっても、補助対象となります。

ただし、本事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの 調達分がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、 調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、利益等 排除の方法を以下のとおり定めています。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)から(3)までの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とします。

- (1)補助事業者自身
- (2)100%同一の資本に属するグループ企業
- (3)補助事業者の関係会社(補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)
- 2 利益等排除の方法
- (1)補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3)補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先

の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

# (16)サービス事業を行う際の人件費は本事業の対象になるのか。

(答)

本事業では、サービスの提供に対して対価を得る行為(サービス事業そのもの)に係る人件費は補助 対象経費となっていません。

一方で、実際の業務を行いながら技術を習得する研修(いわゆる OJT (On-the-Job Training) 方式により、例えば、作業者1名分に相当する作業受託料を対価として得つつ、熟練者1名が作業者の指導を行う場合、対価を得る作業者1名の人件費は補助対象外ですが、対価を得ずに指導を行う熟練者 1 名の人件費は補助対象となります。

なお、人件費の積算は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成 22 年9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとされているため、申請にあたっては、当該通知に基づいて積算するようご留意ください。

また、人件費の積算に当たっては、補助対象となる行為に係る従事時間と、他の補助事業等及び自主事業等の従事時間と重複することが出来ないことに留意し、補助対象の行為だけに従事するもののみ計上してください。

# ○目標年度及び成果目標

(17)本事業の成果目標年度はいつか。

(答)

- 1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援(別記1):事業実施年度の翌年度
- 2. 農業支援サービスの先進モデル支援
  - ・需要主導産地育成タイプ(別記2-1): "の翌々年度
  - 複数産地連携タイプ(別記2-2): "の翌々年度
  - ・機械多用途利用タイプ(別記2-3): "の翌年度
  - モデル的取組等の立上げ(別記2-4): "の翌々年度
- 3. 農業支援サービスの立上げ支援: "の翌々年度
  - ・農業支援サービス事業育成対策(別記3-1)
  - ・スマート農業機械等導入支援(別記3-2)
- (18)過年度に類似の国庫補助事業で支援を受けている事業者が、さらに取組を拡大等するために本事業を活用する場合、成果目標の取扱いはどのようなことに留意すればよいのか。

(答)

本事業を含めた類似の国庫補助事業(以下「過年度事業等」といいます。)で支援を受けた場合も、新たな取組(拡大)に必要な支援として本事業を活用することは可能ですが、その場合、過年度事業等で掲げた成果目標とは別に、本事業の取組分として成果目標を掲げていただく必要があります。特に、過年度事業の目標年度に至っていない場合や、過年度事業の成果目標を達成していない場合は、本事業の取組による成果と、過年度事業分の成果目標達成に向けた取組は精査が必要となりますのでご留意ください。

# (参考)類似の国庫補助事業

- ・令和3~6年度農業支援サービス事業育成対策
- ・令和3~6年度強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ
- ・令和3年度(補正予算)スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業
- ・令和4年度(補正予算)農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策
- ・令和5年度(補正予算)農業支援サービス事業緊急拡大支援対策
- ・令和6年度(補正予算)スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
- ・令和7年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

#### ○その他

(19)これから農業支援サービス事業を始める場合も申請可能か。

#### (答)

これまでサービス事業の実績が無い場合であっても、サービス事業による成果目標を設定することができれば申請は可能です。

なお、このような場合については申請時に開業届など、事業として実施していくことが確認できる資料 の提出が必要です。

# (20)どのような機械がスマート農業機械に該当するのか。

#### (答)

本事業におけるスマート農業機械は、次の①から③までに適合した技術を用いた農業機械としています。

- ① 農業機械に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術(電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。)を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、 補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業 の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること)
- (21)「スマート農業機械等」の導入支援を行うとなっているが、スマート農業機械のみが支援対象となるのか。

(答)

スマート農業機械等の支援メニューでは、サービス事業体がサービスの提供に必要な農業機械の導入を支援することとしており、スマート農業機械に限定されません。

なお、審査基準に定めるスマート農業機械等に該当する場合は、事業実施主体の採択審査において 加点することとしています。

(22)審査基準にある、「地域計画に位置付けられている場合」とはどのような状況のことをいうのか。

(答)

次の場合をいいます。

- 1. サービス事業体が、地域計画区域内の農地における基幹三作業を受託する者として、目標地図に位置付けられている場合
- 2. サービス事業体が、目標地図には位置付けられていないが、当該地域計画区域内で作業を受託する者として地域計画の「4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)」に名称が記載されている場合(属性はサービス事業体に限らない。)又は、当該地域計画区域内における農作業を集中的に受託する者として地域計画の「5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)」に名称が記載されている場合。

【参考:地域計画記載例】地域計画策定マニュアル(p25)

掲載ページ https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki\_keikaku.html

(23)審査基準にある、「地域計画未策定の地域において、サービス事業体が地域計画の協議の場に参加していること」をどうやって確認するのか。

(答)

協議の場の結果のとりまとめに係る資料において、協議事項として設定されている「農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針」等に、サービス事業体名が明記されていることをもって確認するものとします。

【参考:地域計画における協議の場について】地域計画策定マニュアル(p12-14)

掲載ページ https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki\_keikaku.html

(24) 本事業の実施にあたり、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受ける必要があるか。

(答)

本事業の実施にあたって、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受けることは要件としていませんが、支援を受けようとするサービス事業体が、促進事業者として認定された生産 方式革新実施計画に位置付けられている場合には、ポイント加算の対象としています。

# 【2-1. 需要主導型産地育成タイプ】、【2-2. 複数産地連携タイプ】 【共通】

(25) 本事業にはどのようなメニューがあり、それぞれ何に取り組むことができるのか。また、必須の取組はあるのか。

(答)

- 1. 推進事業 ※(2)、(3)は必須の取組としています。
- (1)スマート農業機械等の導入

サービス事業体におけるサービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入を支援。

- (2)モデル的な取組の実現に必要なソフト経費の支援(需要主導産地の育成、複数産地の連携) 事業の目的のために必要なソフト経費(検討会の開催や必要となる実証試験、専門人材の育成、情報発信等)を支援。
- (3)利用者の新規開拓

当該事業実施産地以外の産地に事業展開を図る場合に必要となる、事業開拓に必要な取組(ニーズ調査、広告宣伝、農業者へのコンサルタント活動等)を支援。

2. 整備事業 ※整備事業のみの実施はできません。 モデル的な取組の実現に必要となる関連施設の整備を支援。

(26)整備事業では、どのような施設を整備することができるのか。

(答)

需要主導産地育成タイプにおいては、育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、生産技術高度化施設、種子種苗関連施設が対象となります(生産・流通・販売方式の転換をするために必要となる施設であることが要件)。

複数産地連携タイプにおいては、上記の施設(複数産地の連携に必要なものに限る)に加え、格納庫(サービス事業に直接必要な、導入したスマート農業機械等のメンテナンスに必要なものに限る)も対象に追加しています。

(27) 国庫補助金額の補助率や上限額はどのように設定されているのか。

(答)

以下のとおりです。

- 1. 推進事業
- (1)スマート農業機械等の導入:補助率 1/2 以内、上限 5,000 万円
- (2)需要主導の産地育成、複数産地の連携:補助率定額、上限 3,000 万円
- (3)利用者の新規開拓:補助率定額、上限 1,500 万円
- 2. 整備事業
- (1) 関連施設の整備:補助率 1/2 以内、上限:30,000 万円
- (28)成果目標はどのように設定されているのか。

(答)

本事業における成果目標は以下のとおりです。

- ①サービス事業体における持続的なサービス提供の成立(成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善)
- ②本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大

なお、①については、事業実施年度から目標年度にかけて、営業損益の改善の程度について定量的な目標を設定する必要があります(例:営業損益の10%改善。)。

また、②については、事業実施前年度(令和5年3月31日時点)からの目標年度における受託面積の拡大量(目標年度の受託面積-事業実施前年度の受託面積)を設定する必要があります。

(29) 成果目標に掲げる「営業損益の改善」とは、どのような意味か。また、どのような状況であればその条件を満たしているといえるのか。

# (答)

サービス事業において、営業損益(※)が事業実施年度を起点として、成果目標年度に改善していることをいいます。

条件を満たしている場合とは、例えば、以下のような場合のことをいいます。

- ・事業実施年度に営業利益が発生した場合は、目標年度においてそれを上回る営業利益が発生して いること
- ・事業実施年度に営業損失が発生した場合は、目標年度において営業損失の低減が図られていること
- ※:営業損益 = サービス事業による売上高 サービス事業売上原価 -(サービス事業による販売 費 + サービス事業による一般管理費)

# (30)成果目標には、具体的な営業損益の金額を記入する必要があるのか。

#### (答)

具体的な営業損益に係る金額の記載は求めず、事業実施年度から目標年度を比較して、営業損益の 改善の程度に係る定量的な目標の設定が必要としています(例:営業損益の10%改善。)。

ただし、営業損益の改善の成果目標に係る添付書類として、事業実施年度の営業損益の実績から目標年度における営業損益の見込みを整理した書類の提出を求めます。

(31)事業の評価では、成果目標の達成状況を公表するとされているが、具体的な営業損益額なども含め公表されるのか。

#### (答)

前問回答のとおり、成果目標である営業損益の改善の程度に係る定量的な目標(例:営業損益の10%改善。)を公表する予定です。このため、具体的な営業損益額の公表は想定しておりません。

(32)成果目標に掲げる「営業損益の改善」について、これまでサービス事業部門の営業損益を把握していない場合、もしくは新たにサービス事業を実施する場合、どのように設定すればよいのか。

(答)

事業実施年度を起点として成果目標年度における営業損益の改善を成果目標としていることから、事業実施年度以降は、サービス事業部門の営業損益を明確化してください。

(33)サービス事業部門の営業損益を計算する際、部門をまたがって共通的に発生する費用(人件費や事務所の家賃等)がある場合には、どのように計算すればよいのか。

(答)

部門をまたがって共通的に発生する費用についても、事業別の売上高に応じて按分するなどした上で、 算出ください。

(34)成果目標に掲げる「本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大」とは、どのような意味か。また、どのように受託面積を計上すればよいのか。

(答)

本事業(需要主導産地育成タイプ、複数産地連携タイプ)の目的に沿って取り組むサービス事業の受託面積が成果目標年度に拡大することをいいます。本事業を契機としてサービス事業を新規に立ち上げる場合のみではなく、既存のサービス事業がある場合も、本事業の目的に沿って受託面積を拡大するような取組を新たに展開していただくことを想定しています。

受託面積の算定方法は、サービス事業の利用予定者に対する同意書や利用意向等に基づき、当該サービス事業の利用に係る農地面積を計上することを想定しています。

なお、この際の農地面積は、延べ面積で計上することとします。

(35)本事業において、どのような者が実需者となるのか。JA は実需者に該当するのか。

(答)

本事業における実需者は、本事業において実施するサービス事業を利用する農業者又は農業者の組織が生産する農産物を加工し、又は販売する事業者として、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業者を想定しています。また、JAが上記の役割を兼ねる場合には、実需者としてみなすことができます。

(36)本事業において、協力者とはどのような者が該当するのか。

(答)

本事業において、協力者とは、取組内容について助言等を行うことができる専門的知識を有する第三者(例えば、転換する品種選定について助言ができる地方公共団体の組織や研究機関等)を想定していますが、実施体制に協力者を含むことを必須にはしておりません。

#### (37)共同申請とは何か。

(答)

本事業における共同申請とは、複数の事業者が事業実施主体として一体的に取り組む場合に、事業実施計画の応募申請を共同で行う方法のことをいいます。

共同申請を行う場合には、各事業実施主体の計画を取りまとめた総合事業計画を作成した上で、これ に各事業実施主体が作成した個別の事業実施計画を添付し、代表事業実施主体が応募申請を行いま す。

なお、補助金の流れとしては、国が事業実施主体それぞれに対して交付決定等の補助金手続を行います。

(38) 複数の事業実施主体で取り組むことができるとしているが、全員が補助金を活用する必要があるか。また、事業申請手続はどのように行うのか。

# (答)

複数の事業実施主体のうち、一部の者のみが補助金を活用する取組とする場合でも、本事業の実施は可能です。

例えば、複数の事業実施主体のうちサービス事業体が補助金を活用し、一方で実需者が自己資金により本事業に取り組む場合も可能です。

なお、このような場合には、複数の事業実施主体の中で、本事業のとりまとめを行う代表事業実施主体 を決定した上で、事業申請が必要です。

代表事業実施主体は、総合事業実施計画に加えて、個別の事業実施主体として、補助金交付を受けて取り組む個別事業実施計画とを併せて申請する必要があります。このとき、総合事業実施計画には、補助金の交付に関わらず各事業実施主体の取組内容を記載する必要があります。一方で自己資金により取組を行う事業実施主体においては、個別事業実施計画の作成及び補助金の申請を行う必要はありません。

# (39) 本事業では、スマート農業機械等を新たに導入しなくてはいけないのか。

# (答)

新たにスマート農業機械等を導入する必要はありません。

本事業に取り組むサービス事業体がサービスの提供に必要なスマート農業機械等を既に所有している 場合であっても、本事業に取り組むことは可能です。

# (40)施設やスマート農業機械等の単純更新は対象となるのか。

#### (答)

対象になりません。

本事業でモデル的な取組として取り組むサービス事業の立ち上げや拡大に伴って必要となる機械や モデル的な取組の実現に必要となる関連施設等が支援対象です。

# (41)「利用者の新規開拓」の取組ではどのような支援を受けることができるのか。

# (答)

利用者の新規開拓では、事業実施先の産地以外の産地に事業展開を図る場合に必要となる、ニーズ調査、広告宣伝、農業者へのコンサルタント活動等に必要な取組が支援対象となります。

(42)「利用者の新規開拓」の取組では、事業実施先の産地以外の産地への事業展開を図る必要があるが、「産地」とはどのような範囲を指すのか。

(答)

本事業では、産地は、一定のまとまりを持って農業生産が行われる地域を想定しており、産地に求める 規模等の基準はありません。

# 【別記2-1 需要主導産地育成タイプ】

(43)需要主導型産地育成タイプの取組を支援する目的は何か。

(答)

農業人口の減少を踏まえ、食料供給体制の維持に向けて、農業支援サービス事業者が食品事業者等と一体となって産地における生産から流通・販売に係る工程の合理化(生産・流通・販売方式の転換)を図り、サービス事業体の持続的なサービスの提供が実現することを目的としています。

(44)事業の補助要件の1つに生産・流通・販売方式を転換する取組があるが、具体的にどのような取組であれば該当するのか。

(答)

例えば、産地における「農業者が手作業により収穫、段ボールへの箱詰の上で出荷する方法」を、需要を起点としてサービス事業の受託面積を大幅に拡大するための以下の転換が想定されます。

- ①生鮮用品種から加工用へ品種の転換
- ②手収穫から、自動収穫機による一斉収穫への転換
- ③段ボールへの箱詰めから鉄コンテナでの貯蔵・出荷への転換等
- ※本事業では、以下①及び②の取組に伴う生産・流通・販売の何らかの工程の転換を求めることとします。
  - ①サービス事業の利用を前提とした生産体系の確立
  - ②サービス事業と流通・販売との連携
  - (45)「サービス事業の提供側・利用者側双方の効果を高める」とは、どのような意味か。また、その効果 を測る指標にはどのようなものがあるのか。

(答)

サービス事業の利用者側(農業者)が、サービスを活用することによって労働生産性が向上するなどの効果が見込まれる一方で、サービス事業の提供側(サービス事業者)においては一定規模の受託面積の確保による持続的なサービス提供が成立するといった効果を想定しております。

このため、この効果は、成果目標で定める以下の指標をもって測ることとしています。

- ① サービス事業体における持続的なサービス提供の成立(成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善)
- ② 本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大
- (46) 本事業で整備する施設で扱う農産物は、サービスを受けて生産された農産物に限るのか。

(答)

そのとおりです。

なお、本事業の成果目標年度における当該サービス事業の利用予定者がサービスを受けて生産した 農産物を含めることが可能です。

# 【別記2-2 複数産地連携タイプ】

(47)複数産地連携タイプの取組を支援する目的は何か。

(答)

サービス事業体が、産地ごとに作期の異なる品種の導入等を促し、サービス事業の長期提供(機械稼働率の向上)を図ること等により、経営を安定化させ、持続的なサービス提供が実現することを目的としています。

(48)「産地」の定義はどのようなものなのか。また、連携する産地数に下限はあるのか。

(答)

産地は、一定のまとまりを持って農業生産が行われる地域を想定しており、産地に求める規模等の基準はありません。

また、本事業の目的である、サービス事業の長期提供を通じたサービス事業体の持続的なサービス提供を図るためであれば、単一産地でも事業の対象になり得ます。

(例:同じ集落内で標高差を活かしたキャベツの出荷リレー(初夏どり(平地)、夏秋どり(高地))を同一の 自動収穫機を長期利用することで機械稼働率を向上させる取組。)

(49)事業の補助要件の1つに「スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供のための工夫を行うこと」とあるが、「長期」とはどの程度なのか。また、既にサービス事業に取り組んでいる場合、現行の取組と比較してどの程度の期間長期化すればいいのか。

(答)

長期の程度の基準は設けていませんが、持続的なサービス提供が可能となるためのサービス提供期間となるまで現行のサービス提供期間を拡大するようにしてください。

(50)「サービス事業の長期利用のための工夫」とはどのようなことを想定しているのか。

(答)

例えば、自動収穫機を使用して行う露地野菜の収穫代行サービスを、平地だけでなく、高地へも拡大、 収穫時期の異なる品種を新たに別産地に導入するための現地調査や、その拡大量に伴って必要になる 集出荷貯蔵施設を導入する等の工夫により、サービス事業の長期利用を可能にするような内容を想定し ています。

# 【別記2-3 機械多用途利用タイプ】

(51)事業の趣旨はどのようなものなのか。

(答)

農業支援サービスにおいて利用される農業機械の中には、優れた機能を有しているものの、利用効果が不明であること等から、利用が特定の作物や作業に留まるものがあります。

機械多用途利用タイプでは、そういった農業機械の用途(作物・品目、作業)拡大に向けて実証等の取組を支援することで、当該農業機械の利用可能性等を明らかにし、農業者におけるサービス事業の利用機会の拡大と、それに伴う生産性拡大を図ることを目的としています。

#### (52)どのようなメニューがあるのか。

(答)

次の事業メニューで構成しており、1及び3の取組は必須としています。

- 1. 検討会の開催
  - スマート農業機械等の多用途利用に向けた実証試験の効果的な実施のための検討会の開催。
- 2. スマート農業機械等の改良等の取組

多用途利用に向けたスマート農業機械等のレンタル、改良、栽培品種の転換、果樹等における樹形の変更、その他実証試験において必要となる取組。

3. 実証効果等の検証・普及する取組

サービス事業において多用途利用の取組の普及を図るために必要な実証試験や実証試験において得られた課題や効果等を検証し、普及する取組。

# (53)別記1のスマート農業技術と産地の橋渡し支援との違いは何か。

(答)

本事業実施要領別記1のスマート農業技術と産地の橋渡し支援では、農業者等がスマート農業機械を 活用するに当たって必要なカスタマイズを支援します。

機械多用途利用タイプでは、サービス事業への展開も見据え、スマート農業機械を含め全ての農業機械を対象に、産地において慣行として利用されていない品目・作物と当該農業機械を組み合わせての利用効果を検証する取組を支援します。

# (54)どのような者が事業実施主体となることができるのか。

(答)

①サービス事業体、②都道府県、③農業者の組織する団体、④民間団体、⑤協議会が事業実施主体になることが可能です。

いずれの者が事業実施主体になる場合でも、サービスの利用者側としての農業者が実施体制に位置付けられていることが必要です。

その上で、事業実施主体が、①サービス事業体の場合は、実証技術の検討、効果検証や実証結果の 取りまとめができる能力を有する者が事業に参画していることが必要です(仮にサービス事業体自体がそ のような能力を有する場合であっても、実証効果を担保することや、助言等を得るために、第三者が位置 付けられていることが必要です。)。

また、②から⑤までの者の場合は、実証技術をサービス事業として展開可能か検討するためにサービス事業体が実施体制に位置付けられていることが必要です。

(55)実施体制に制限はあるのか。

(答)

前問の要件を満たせれば、どのような体制での実施も可能です。

例えば、関係者として資材販売店が入るなど、事業実施主体に掲げる者以外の者であっても参加は可能です。

(56) 実証試験にはスマート農業機械を利用する必要があるのか。

(答)

サービス事業で利用できる農業機械であれば、特段の制限はありません。

なお、スマート農業機械を利用する必要はありませんが、スマート農業機械を利用して実証する場合には、事業実施主体の採択審査において加点することとしています。

(57)スマート農業機械等の導入は可能なのか。

(答)

スマート農業機械をはじめ、農業機械の導入は補助対象としていません。

(58)スマート農業機械のソフトウェアを改良する取組でも対象となるのか。

(答)

実証試験終了後も当該スマート農業機械以外にも広く普及できる可能性のある改良である場合には対象とします。

(59)補助率や国庫補助金の上下限額はどうなっているのか。

(答)

補助率は定額とし、国庫補助金額の下限は設けず、上限は1,000万円となっています。

(60)成果目標はどのように設定されているのか。

(答)

産地において慣行化されていない、スマート農業機械等と作物・品目、作業業との組合せによる効果・ 利用可能性やサービス事業への展開可能性を明らかにすることとしています。

なお、成果には次の内容を含めたものを求めます。

- (1)実証試験に供したスマート農業機械等と対象作物等、対象作業の組み合わせにおける利用効果又は課題(課題にあっては想定される解決方策も含むものとする)
- (2)利用に当たって必要となる前提条件(習得技術、その他機械、実施体制等)
- (3)サービス事業の展開可能性
- (4)その他必要な事項

(61) 実証試験地区や面積に制限はあるのか。

(答)

実証に用いるスマート農業機械等と作物・品目、作業業との組合せが慣行化していない産地である必要があります。

なお、面積については、効果検証を行うことが可能であれば特段の制限はありません。

(62)多用途利用の「多」とは、具体的にどの程度のことを想定しているのか。

(答)

具体の数は定めませんが、実証に用いる農業機械に最低1つ以上新たに作物品目・作業を追加する ことが必要です。

(63)一つの事業計画で複数の実証試験を実施してもよいのか。

(答)

可能です。また、それぞれの実証試験との間に関連がないものであっても構いません。

(64)一般に販売する前の農業機械を利用した実証を行うことは可能なのか。

(答)

実証試験を通じてサービス事業への展開を図ることが重要であるため、一般に購入できない農業機械 の場合は、原則、対象外とします。

(65) 支援対象は、スマート農業機械等を利用してサービス事業を実施する「専門作業受注型」のサービスに限るのか。

(答)

農業機械の使用に当たっての工夫や直接的な改良により効果を発揮させる取組を支援することとしているため、「専門作業受注型」の取組が中心となることを想定していますが、農業機械の多用途利用の実現のために「専門作業受注型」と「データ分析型」による組み合わせがあるのであれば、対象になります。

(66) 例えば、ドローンによる果樹の防除作業の実証試験を行う場合、実証試験では、防除作業の全てをドローンに置き換える必要はあるのか。

(答)

実証に用いる農業機械の能力を最大限発揮させるため、防除作業の全てを置き換えることを目標に取り組むことが重要である一方で、対象作業等に対して当該機械の対応能力が不足していることが明らかな場合や、実証試験を実施することで、周辺ほ場や実証ほ場において後年に亘って影響が生じる懸念がある場合には除いて実施してください。

(67)「取組当たりの国庫補助金額は1,000 万円を上限とする。」とは、どのような意味か。

(答)

産地や作物の地域特性は多岐にわたるため、広く効果を検証できるよう、同一の事業実施主体であっ

ても複数の産地で事業に取り組むことを可能としています。

なお、複数産地において、スマート農業機械等と作物・品目、作業の組合せが同一である事業内容で 取り組もうとする場合には、一産地で実施できない理由や、複数産地で実施することの効果等、合理的な 理由がある場合に限って支援することが可能と考えます。

(68)これまで利用していた農業機械から機能が増強された新型機に変更するだけでも、これまで利用していない新たな農業機械として実証試験の対象となるのか。

(答)

本事業では、当該産地では慣行的に利用されていないスマート農業機械等と作物・品目、作業との組合せの取組を支援するものですので、農業機械の根本的な機能に変更がない場合には、対象にはなりません。

#### 【別記2-4 モデル的取組等の立上げ支援】

(69)事業の趣旨はどのようなものなのか。

(答)

先進的なサービス事業の取組、いわゆる他の模範となるようなモデル性の高い取組を早期に普及させるため、別紙2-1,2-2で採択した取組(モデル性の高い取組)に類似する取組を支援します。

(70)第4次公募で募集を開始した「モデル性の高い取組」はどのような内容か。

(答)

公募要領において、以下のように定めています。

- (1)推進事業
- (ア)需要とサービス事業が連携した取組

サービス事業体と実需者による一体的な取組であって、需要(実需者)が求める品質の農産物の 安定確保に向けたサービス事業の取組として、需要の求める品質等を確保するために栽培品種 の転換(例:耐暑性品種、加工適性品種等への転換)を伴う取組であること。

(イ)産地リレー方式によるサービス事業の取組

サービス事業体が主体となって複数の産地を連携させる取組であって、広範囲の産地で農業機械をリレー方式でレンタルするサービス事業の取組として、産地ごとに作期の異なる品種の導入等を通じてサービス提供期間の長期化を可能とする取組であること。

- (2)スマート農業機械等導入事業
- (ア)需要とサービス事業が連携した取組
  - (1)の(ア)の取組において、サービス事業体が防除作業の受託その他必要な作業の受託を行うために必要となるスマート農業機械等を導入する取組であること。
- (イ)産地リレー方式によるサービス事業の取組
  - (1)の(イ)の取組において、サービス事業体が、複数の産地に対してリレー方式により収穫機等その他必要な機械の提供を行うために必要となるスマート農業機械等を導入する取組であること。

(71)本事業では「モデル性の高い取組」との類似性が必要だが、どの程度まで類似していることが必要か。

(答)

モデル性の高い取組の(ア)需要とサービス事業が連携した取組においては、需要が求める品質等確保のために栽培品種の転換を伴っているかどうか、また、サービス事業としては品質の確保のための防除作業の受託(専門作業受注型)であるかどうかで類似性を確認します。

(イ)産地リレー方式によるサービス事業の取組においては、広範囲の複数産地で作期をずらすことによりレンタル農機の長期提供を可能としているかどうか、また、サービス事業としては、1産地では使用期間が限られる収穫機等の産地リレー方式によるレンタルサービス(機械設備供給型)であるかどうかで類似性を確認します。(「広範囲」の考え方については特段の定めはしておらず、重要な観点としては、広範囲の距離よりも、レンタル農機の提供期間の長期化の観点に重点を置いて確認する考えです。)

なお、上記の内容は、いずれも、本事業の要件となっています。

また、上記内容に類似していれば、対象品目は問わないほか、サービス事業の内容も上記を踏また上で他に必要な取組を行うことを否定するものではありません。

# 【別記3 農業支援サービスの立上げ支援(共通)】

(72)「広域型サービス支援タイプ」や「地域型サービス支援タイプ」では、一定以上の面積でサービス を提供しないと支援を受けられないのか。

(答)

どちらの支援タイプも、支援対象となるために必要なサービスの提供面積に下限は設けていません。

(73)「広域型サービス支援タイプ」と「地域型サービス支援タイプ」では何が異なるのか。

(答)

- 1. 「広域型サービス支援タイプ」は、原則、複数の都道府県にわたりサービス事業を提供するサービス 事業体(北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、原則、北海道内の複数総合振興局・振興 局でサービスを提供するサービス事業体)が対象となるメニューです。
- 2.「地域型サービス支援タイプ」は、おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体 (北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域で サービスを提供するサービス事業体)が対象となるメニューです。
- (74)地域型サービス支援タイプの申請先はどのように判断すればよいのか。

(答)

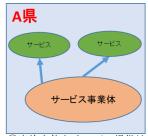
地域型サービス支援タイプの申請については、次のとおり判断します。

- ① サービス実施主体の所在地とサービス提供地域が同一の場合→地域型サービス支援タイプとして、サービス実施主体の所在地の都道府県に申請します。
- ② サービス実施主体の所在地とサービス提供地域の都道府県が異なる場合
  →地域型サービス支援タイプとしてサービス実施主体の所在地に拘らず、サービス事業体が提供するサービスの利用者又は提供地域が存する都道府県への申請を基本とします。

ただし、上記に該当するサービス事業体であっても、都道府県において執行する上で問題がある場合 等、採択することが困難である場合には、国への申請も可とします。

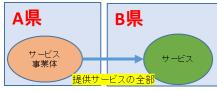
- ③ サービス実施主体の所在地とサービス提供地域の都道府県が異なり、かつ、複数県にまたがってサービスを提供している場合
  - →広域型サービス支援タイプとして、国への申請を基本とします。

ただし、当該サービス事業体を採択することが自県の農業者にとって有意義適当と判断される場合には、都道府県において採択することを妨げるものではありません。



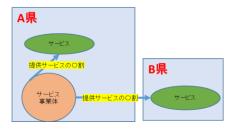
①実施主体とサービス提供地域が同一県の場合

➡A 県へ申請します



②サービス実施主体の所在地とサービス提 供地域の都道府県が異なる場合

➡B 県に申請します。



③サービス実施主体の所在地とサービス提供地域の都道府県が異なり、かつ複数県にまたがってサービスを提供している場合

→国に申請します。

# (75)どのような事業スキームとなっているのか。

(答)

本事業のスキームは以下のとおりです。

- (1)農業支援サービス事業育成対策(別記3-1)
  - ①広域型サービス支援タイプ

農林水産省が HP にて公募します。地方農政局長等への申請が必要です。

②地域型サービス支援タイプ

都道府県において要望調査を行います。都道府県への申請が必要です。

- (2)スマート農業機械等導入支援(別記3-2)
  - ①広域型サービス支援タイプ

農林水産省が HP にて公募します。地方農政局長等への申請が必要です。

②地域型サービス支援タイプ

都道府県において要望調査を行います。都道府県への申請が必要です。

(76)本事業の成果目標である「事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標」について、どのように農地面積を計上すればよいのか。

(答)

農地面積の算定方法は、サービス事業の利用予定者に対する同意書や利用意向等に基づき、当該 サービス事業の利用に係る農地面積を計上することを想定しています。

なお、この際の農地面積は、延べ面積で計上することとします。

# (77)「農業支援サービス事業育成対策」と「スマート農業機械等導入支援」の両方に申請することは可能

なのか。

(答)

「農業支援サービス事業育成対策」と「スマート農業機械等導入支援」の両方に申請いただくことは可能です。

例えば、「農業支援サービス事業育成対策」において、ドローンの技能講習の受講など専門人材の育成に取り組みつつ、「スマート農業機械等導入支援」において、ドローンを導入するといった取組が可能です。

# (78)成果目標の目標値の根拠資料としては、どのような資料があるか。

(答)

例えば、以下の資料が挙げられます。

- ・利用意向が確認できる資料(アンケート結果等)
- ・すでに農業支援サービス利用希望者がいる場合は、契約に向けてどのような調整を行っているのか 具体的に説明できる資料(可能であれば利用希望書や同意書)等

# (79) 財務状況がわかる資料(財務諸表)とはどのようなものか。

(答)

財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの(原則として過去3か年分の財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関(またはそれに準じる組織)の証明があることが望ましい。)を想定しています。ただし、採択に係る審査において、事業計画の実現可能性が評価されることから、紙媒介のものをデータ化する際は、なるべく写真ではなくスキャナーを使っていただき、見やすいように一つのファイルにまとめての添付をお願いします。

なお、新規開業などやむを得ない事情で決算書の用意が無い場合は、財務状況及び開業以前での実績がわかる事業計画書(銀行の融資等で申請するものを想定)などを代替して提出してください。 決まったフォーマット等はありませんが、新規で事業を行うことができるとわかるように、

- ・これまでの経歴
- ・事業のビジョン、目的、事業内容
- ・サービス利用者のリサーチ方法
- ・機械の仕入れ方法
- ・売上に関する計画
- ・利益に関する計画
- 資金調達に関する計画

等を記載してください。

ただし、機械の仕入れ方法、売上、利益、資金調達の実績に係る資料で提出可能なものがあれば、合わせて提出してください。

# 【別記3-1 農業支援サービス事業育成対策】

# (80)事業の趣旨はどのようなものなのか。

(答)

農業者の高齢化・現象が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、サービス事業体の新規 事業立上げ当初のビジネス確立に向けたサービスの試行・改良や人材育成等の取組を支援することを目 的としています。

# (81)ソフトウェアの改良でも対象となるのか

(答)

既に農業現場に導入されているソフトウェアもしくは既に技術として確立されたソフトウェアであって、研究開発を目的としたものではなく、現場普及にあたっての必要な改良に係る経費であれば補助対象となります。

# (82) 開発中の技術に係る経費や、改良に係る経費は支援対象となるのか

(答)

本事業では、既にサービス事業として利用できる確立した技術を早期に現場普及する取組を支援します。よって、開発中の技術に係る経費は補助対象外となります。研究開発を目的としたものではなく、既に農業現場に導入されている技術もしくは既に確立された技術の、現場普及にあたっての必要な改良に係る経費であれば補助対象となります。

# (83)補助率、補助上限額はどうなっているのか。

(答)

広域型サービス支援タイプ、地域型サービス支援タイプともに、1事業実施主体当たり1,500万円を上限(定額)としています。

# (84)どのような費用が補助対象経費となるのか。

(答)

以下のような費用が補助対象経費となります。

- ・サービス事業のニーズ調査に要する経費
- ・サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費
- ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費
- ・その他サービス事業の育成・普及に資する取組に要する経費

ただし、次に掲げる経費は補助対象としていません。

- ・国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- ・特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費
- ・経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- ・汎用性の高いものの導入(例:フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費
- ・本事業終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費

#### 【別記3-2 農業用機械等の導入】

※問 86 から問 98 まで(ただし、問 88 を除く)は、別記2-1、2-2、2-4のスマート農業機械等の支援 メニューにも適用します

# (85)事業の趣旨はどのようなものなのか。

(答)

農業者の高齢化等による離農が急速に進行する中、国内の生産水準を維持していくためには、スマート農業技術の活用等により農業現場における生産性向上を支援する農業支援サービス事業を利用できる環境を早急に整備することが必要です。このため、サービス事業体の新規参入及び他産地へ展開する場合のサービス提供に必要なスマート農業機械等の導入等を支援することを目的としています。

# (86)どのような費用が補助対象経費となるのか。

(答)

サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等及び、農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費が補助対象経費となります。

#### (87)農業機械を導入する場合、リース導入も可能かか。

(答)

リース導入による導入も可能です。リース導入する場合は、リース計画書を作成の上、リース事業者と 共同申請をしていただく必要があります。

#### (88)補助率や補助上限額等はどうなっているのか。

(答)

広域型サービス支援タイプは、1/2 以内の補助率であり、1事業実施主体当たり 5,000 万円を上限、原則 500 万円を下限としています。

地域型サービス支援タイプは、1/2 以内の補助率であり、1事業実施主体当たり 1,500 万円を上限、スマート農業機械(※問 20 参照)を導入する場合は 3,000 万円を上限としています。

なお、都道府県が事業実施主体の事業実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な 事務並びに指導監督、調査検討等を行うのに要する経費である推進事務費は定額(ただし、管轄する都 道府県の事業実施主体が申請する国庫補助金の合計額の10%以内。)としています。

# (89)色彩選別機や乾燥機の導入は対象になるか。

(答)

農産物の加工流通・販売に係るサービスは、農業支援サービスに該当しないことから、色彩選別機や 乾燥機の導入は補助対象になりません。

#### (90) 導入する農業機械の選定に当たって留意することはあるか。

(答)

購入先の選定に当たっては、一般競争入札等の実施または複数の業者(原則3者以上)から見積りを 徴収する等、事業費の低減に向けた取組を行ってください。その場合、当該契約に係る入札又は見積り 合せ(以下、「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、スマート農業・農業支援サービス事業導入総 合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱(令和7年1月 15 日付6農産第 3462 号農林水産事務次 官依命通知)別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当 該申立書の提出のない者については、入札等に参加させることはできません。

これにより難い事情がある場合には、その旨を理由書に整理し、事業申請の際に提出してください。

# (91)中古の農機機械等を申請する場合も3者見積りが必要か。

(答)

中古の農業機械等であっても、複数(原則3者以上)の見積もり徴取を行う必要があります。

(92) 導入した農業機械はいつまで使い続ける必要があるか。

(答)

農業用機械を含む補助事業により導入した財産は、法定耐用年数の残存期間においては、原則処分 (交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること)できません。

農業機械については、法定耐用年数が7年ですので、7年間本事業の目的に従い利用する必要があります。

また、耐用年数残存期間中に上記処分を行う場合には、あらかじめ承認が必要になるため、処分に前もって本事業の申請先にご相談いただくようお願いします。

(御参考:スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付等要綱) https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/attach/pdf/service-91.pdf ※第 24 をご覧ください。

(93)加算対象の「新規事業への展開に係るポイント」において、ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合が加点対象から外れているのはなぜか。

(答)

本事業のうちスマート農業機械等導入支援では、農業支援サービス事業の高度化に資する取組を加算する審査基準としています。このため、ドローン利用については引き続き国として支援していくこととしているものの、水稲防除へのドローン利用は、その他のサービスと比較して普及の度合いが高いことから、今回、普及の程度が低い、水稲の防除以外の分野でのドローン利用を推進するよう加算措置を設けたところです。なお、水稲の防除にドローンを利用する場合であっても、防除に加え、は種や施肥等の複数作業に対応したサービスを提供する場合には、加算することができることとしています。

(94) 加算ポイントの対象となる機能を有した農業機械(食味・収量センサ付きコンバインや可変施肥機能付きのドローン)を導入する計画であるものの、その機能を利用しない計画であった場合、加算ポイントを付与してよいのか。

(答)

加算ポイントの対象になる機能を有した機械であれば、その機能の利用の有無にかかわらず加算されますが、サービスの提供に当たっては、加算の趣旨を踏まえ、導入技術の効果が最大限発揮されるよう取り組むことが重要と考えています。

(95)加算対象の「可変施肥」はどのようなものを想定しているのか。

(答)

本事業では、補助マップ等のデータを参照して施肥量を自動的に調整できる機械を想定しており、施肥量の調整を機械側で自動的に行えるものが加算対象になります。このため、機械作動中に施肥量を手動で調整する必要がある機械は加算対象にはなりません。

(96)加算対象の「食味・収量センサ付きコンバイン」は、食味及び収量の両方センサの機能が付いている 必要があるのか。

(答)

本事業では、食味・収量いずれかのセンサが付いていれば構いません。

(97) 導入する農業機械によってポイントの加算があるが、該当する農業用機械を複数台導入する場合、ポイント加算は複数回カウントして計上するのか。

(答)

ポイント加算は、該当する農業機械を導入する場合に計上するものとしており、該当する農業機械を複数台導入した場合であっても、複数回カウントして計上することはできません。

(98)審査基準において加算対象となる「センシングドローン」とは、具体的にどのような機能を有するドローンを指すのか。

(答)

本事業において、センシングとは、生育ムラ、葉色、倒伏状態、草高等を空中写真等から把握することをいい、本事業において「センシングドローン」とは、農作業の効率化等を目的にカメラ又はセンサー機能を有するドローンをいいます。(このため、マルチスペクトルカメラ等の高性能カメラを搭載している必要はありません。)

なお、マップ作成の機能のみを有するものについても、空中写真からほ場状態を把握し、農作業の効率化等に資することから、センシングドローンに該当します。

(99)スマート農業機械とスマート農業機械に該当しない農業機械を両方導入する場合、補助上限額はどのようになるのか。

(答)

1台でもスマート農業機械が含まれていれば、補助上限額は3,000万円となります。

(100)広域型サービス支援タイプは補助下限が原則 500 万円となっているが、補助金額が 500 万円以上

でないと申請できないのか。

複数都道府県でサービスを提供する場合には、広域型への申請を基本としている一方で、国庫補助金額の基準では500万円を下限としているところですので、複数の案件をまとめ一括で購入するなどの工夫ができないか検討いただくほか、基準を下回る投資額であっても一般的なサービスと比べ極めて意欲的な事業計画であるなど、広域型で想定する大規模な事業計画と比肩するような内容である場合などには、広域型において採択することも検討可能としております。

なお、複数都道府県域でサービスを提供する事業者であっても、当該事業者を採択することが自県に とって適当と判断される場合には、当該事業者の採択も可能としているところですので、補助事業の申請 先となる都道府県に対し、申請県以外の県にもサービスを提供する予定である旨をお伝えいただき、申 請が可能かお問い合わせください。

(101)地域型サービス支援タイプとして申請して、成果目標どおり県域内でサービスを提供するならば、 導入した機械を使って他県でサービスを提供しても問題ないのか。

地域型サービス支援タイプとして申請した都道府県において、「申請当時は都道府県内でのサービスを計画していた場合であっても、成果目標を達成するのであれば導入機械で他県にサービスを提供しても問題はない」としてご判断いただける場合は可能です。よって、事前に申請予定の都道府県にご相談ください。